

別添 2

「評価・勧告」タイプの第三者レビュー¹ガイドライン²（案）³

1. 評価・勧告実施者
環境報告書の第三者によるレビューは、一定の知識と経験を有する者（以下、評価・勧告実施者）が行うことが望ましい。
2. 評価・勧告実施者の立場
実施者は、レビュー実施にあたり、何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場を堅持すべきである。⁴
3. 正当な注意義務
評価・勧告実施者は、専門家として通常払うべき注意をもってレビューを実施すべきである。
4. 守秘義務
評価・勧告実施者は、業務上知り得た事項を正当な理由なく漏洩し又は盗用してはならない。
5. 意見報告
評価・勧告実施者は、自らの立場を明確にし、レビューの結果としての意見を明瞭に記載することが望ましい。
6. レビュー報告書記載事項
レビュー報告書⁵には、表題⁶、あて先、レビュー対象事項及び対象期間⁷、レビュー手続の概要⁸、意見⁹、その他の記載事項¹⁰、日付、評価・勧告実施者の名称¹¹を記載しなければならない。¹²

¹ 本ガイドラインにおける第三者によるレビューとは、環境報告書の作成者たる事業者以外の主体（第三者）が環境報告書の記載事項や取組内容についての意見を表明し、環境報告書上に記載することをいう。

² 本ガイドラインは、事業者の発行する環境報告書に様々なタイプの第三者レビューが存在する現状を踏まえ、環境報告書に係る利害関係者が第三者によるレビュー意見を誤解なく理解するための一助となるように、配慮すべき事項を示したものである。したがって、第三者によるレビューの自由な実施を妨げるものではないが、実施に当たっては本ガイドラインに沿った配慮がなされることが望ましい。

³ 本ガイドライン案で用いられている名称は、全て仮称である。

⁴ 「何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場」とは、レビューの実施にあたり事業者から必要な根拠資料が障害なく提供されるとともに、自由にレビュー結果を述べることができ、レビュー対象となる環境報告書の作成者たる事業者により結果の修正がなされることはないことをいう。

⁵ 本ガイドラインにおけるレビュー報告書とは、第三者によるレビューの結果が、環境報告書の作成者たる事業者以外の主体（第三者）の意見として記載されるものをいう。

⁶ 第三者の意見であることが、明瞭に区別できるように記載することが望ましい。

⁷ レビュー対象には、環境報告書や事業者の環境保全への取組のうち、具体的にレビューの対象とした事項及び対象期間を記載することが望ましい。

⁸ レビューの実施に当たっては、評価・勧告実施者の独自の知識や能力によっているため、実施したレビュー手続概要を記載することが望ましい。

⁹ 意見表明に当たっては、評価・勧告実施者の独自の知識や能力によっているため、判断の根拠を記載することが望ましい。

¹⁰ その他の記載事項としては、正確性そのものをレビューしているのではない旨（データの正確性をレビューしていない場合）、評価・勧告実施者と環境報告書の作成者たる事業者との利害関係の状況、評価・勧告実施者が認識している責任の内容、意見形成にかかる根拠資料及び詳細な報告内容のうち重要な部分、事業者の取組に対する具体的な改善勧告、などが想定される。

¹¹ 評価・勧告実施者が組織の場合には、組織の名称と代表者氏名を記載する。

¹² 環境報告書の作成者たる事業者が、第三者レビューの結果としての意見を環境報告書に記載する場合には、次の事項について留意することが必要である。

- ・当該評価・勧告実施者を選択した考え方

 - 評価・勧告実施者の知識・能力等はレビューを受けようとする各事業者が各自の判断基準で様々な専門分野から自由に選択するものであるため、結果としての意見を理解するために明記することが望ましい。

- ・レビューに当たって提示された条件

 - レビュー実施にあたり、評価・勧告実施者に制限を課した場合には、データの提供範囲などを記載することが望ましい。

- ・意見の修正

 - 評価・勧告実施者の提出した意見を修正して掲載する場合には、主な修正内容や全文を入手する方法など記載することが望ましい。

- ・意見に対する対応方針

 - 過去の改善勧告に対する取組状況や新たな改善勧告に対する今後の対応方針などを記載することが望ましい。